

九州モデル
2005.6.22

～九州からのアピール～

九州自治州構想

要約版

2005年6月

九州経済同友会
九州はひとつ委員会

はじめに

九州経済同友会は、2001年11月に「九州の一体的発展のグランドデザイン」を発表し、九州自治州構想を提唱した。私たち九同友「九州はひとつ委員会」は、この九州自治州構想の実現に向けた取り組みを行うための「アクションプラン委員会」として、2004年3月から活動を始めた。

その研究成果を小泉内閣が策定する「骨太の基本方針2005」に反映させるため、私たちは2005年5月にアピールを発表し、政府の経済財政諮問会議の事務局である内閣府に趣旨説明を行った。今回とりまとめたのは、その最終版である。

私たちの議論は、社会・経済がグローバル化するなかで、九州がその特性を活かし、企業や住民にとって住みやすく魅力のある地域となるためにはどのような政策を用いればよいかということからスタートした。その結果、九州の繁栄のためには九州が持てるパワーを結集し、地域のことは地域で決める“自立経済圏九州”の実現を目指そうということまでメンバーの意見が一致した。

その手段として、九州・沖縄8県と国の出先機関を統合して「九州自治州」を創設する。「九州自治州」は地域活性化政策に関して広範な権限と財源、人材を持つ広域自治体であり、九州らしい産業政策や社会資本整備等を独自に展開して九州経済を活性化する構想である。

九州は交通体系の整備も進みつつあり、企業、住民の活動領域が広域化されている中で、現在の中央集権制度や縦割り行政の弊害が指摘されている。今こそ“九州はひとつ”となって1,480万人の人口とGDP48兆円のポテンシャルを活かす時期に来ているのではないだろうか。

しかし、九州自治州は、九州・沖縄8県の合併と国の出先機関の統合を伴う構想であり、その実現には相当な時間がかかると予想される。そこで、過渡的ステップとして「九州自治州特区」を導入し、段階的に自治州に移行することを提案する。特区については、地域特性に応じた柔軟な広域自治体システムを九州が全国に先駆けて導入するという視点に立ち、九州地域戦略会議を中心に九州・山口経済連合会や九州地方知事会、全国経済同友会等と連携した取り組みを行いたい。

平成17年6月22日

九州経済同友会

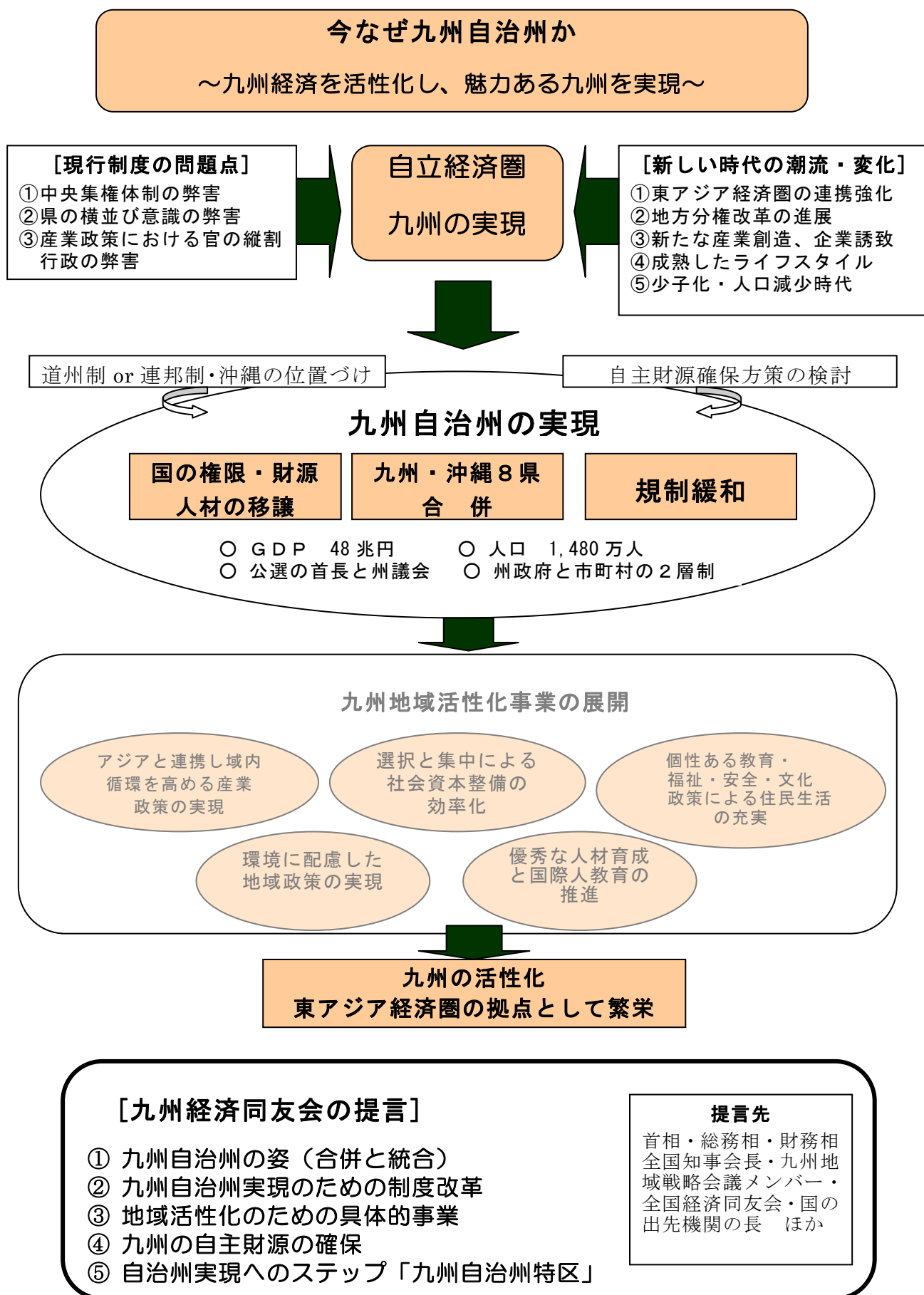
代表委員 石川 敬一

代表委員 指山 弘養

企画委員会・九州はひとつ委員会

委員長 芦塚日出美

九州自治州の実現の推進に向けた取り組みイメージ図



九州自治州構想の提案

1. 自立経済圏“九州自治州”を創設する

～GDP48兆円、人口1,480万人、77の大学、35の空港を持つ自立経済圏九州～

- ・九州・沖縄8県合併と国の出先機関の統合により、国から広範な権限・財源と人材の移譲を受けた自立経済圏九州を形成する
- ・自治州と市町村の2層制をとり、公選の議会と首長を持つ道州制の“広域自治体”を創設する

2. 九州自治州実現のための制度改革を行う

～地域のことは地域が決める～

- ・補完性の原理に基づき国と地方の役割分担を見直し、国の役割を防衛・外交・通貨管理・安全保障などに限定し、内政や住民に直結した事務は地方に任せる
- ・自治州が自主財源を確保するために国と地方の税源配分を見直し、国税を地方に重点配分する

3. 地域活性化のための事業を展開する

～国内よりも海外との連携を強め、効率的にスピーディに事業を展開～

- ・5つの重点政策と10のアクションプランに基づく具体的事業を実施する

4. 自治州の自主財源を確保する

～九州自治州の財政赤字は4兆4,645億円から2,026億円に改善～

- ・地方歳出を徹底して削減する
- ・国庫支出金と地方交付税を廃止する
- ・国税の一定割合を自主財源として地方に重点配分し、自治州間で配分する
- ・自治州間の税源格差を調整するため水平的財政調整制度を創設する

5. 自治州実現へのステップ「九州自治州特区」を実現する

～地域特性に応じた柔軟な広域自治体システムを全国に先駆けて導入～

- ・九州自治州会議を創設して特区の受け皿とする
- ・九州・沖縄8県の連携を進め、必要な国の出先機関を統合する
- ・規制緩和、権限・財源・人材の移譲、課税権の獲得、市町村合併を推進し、地域活性化事業を展開する
- ・九州地域戦略会議を中心に「特区」実現への取り組みを行う

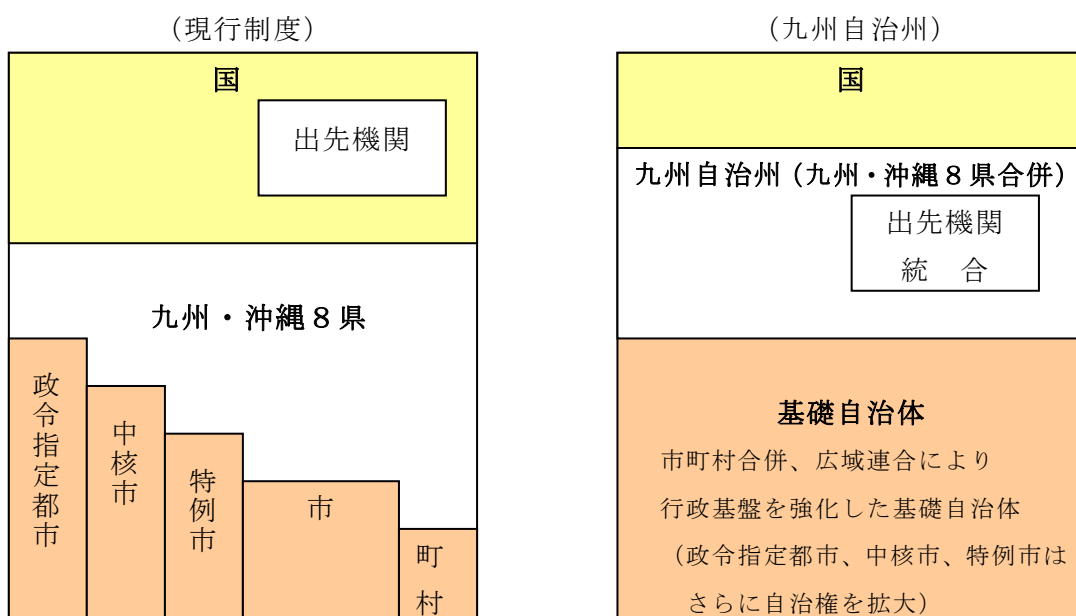
1. 自立経済圏“九州自治州”を創設する

九州自治州のイメージは、「自立経済圏九州」を実現するため、九州・沖縄8県が合併して自治政府としての受け皿をつくり、それに国の出先機関のうち経済産業局、九州地方整備局、九州運輸局、九州農政局、九州森林管理局などを統合するものである。

国の出先機関の権限と財源、人材は九州自治州に移譲する。九州自治州は2層制をとり、公選の議会と首長を持つ。基本的な行政権限は基礎自治体である市町村が受け持つ。

州の役割は、市町村だけではカバーできない広域的な事業や基礎自治体間の調整、国との調整などに限定するほか、九州が一体となって取り組むべき事業を分担する。九州自治州はこのように国の行政権限の大幅な移譲を受けた広域自治体である。

(1) 九州自治州のイメージ



(社)関西経済連合会「地方の自立と自己責任を確立する関西モデルの提案(2003年2月)」を参考に作成

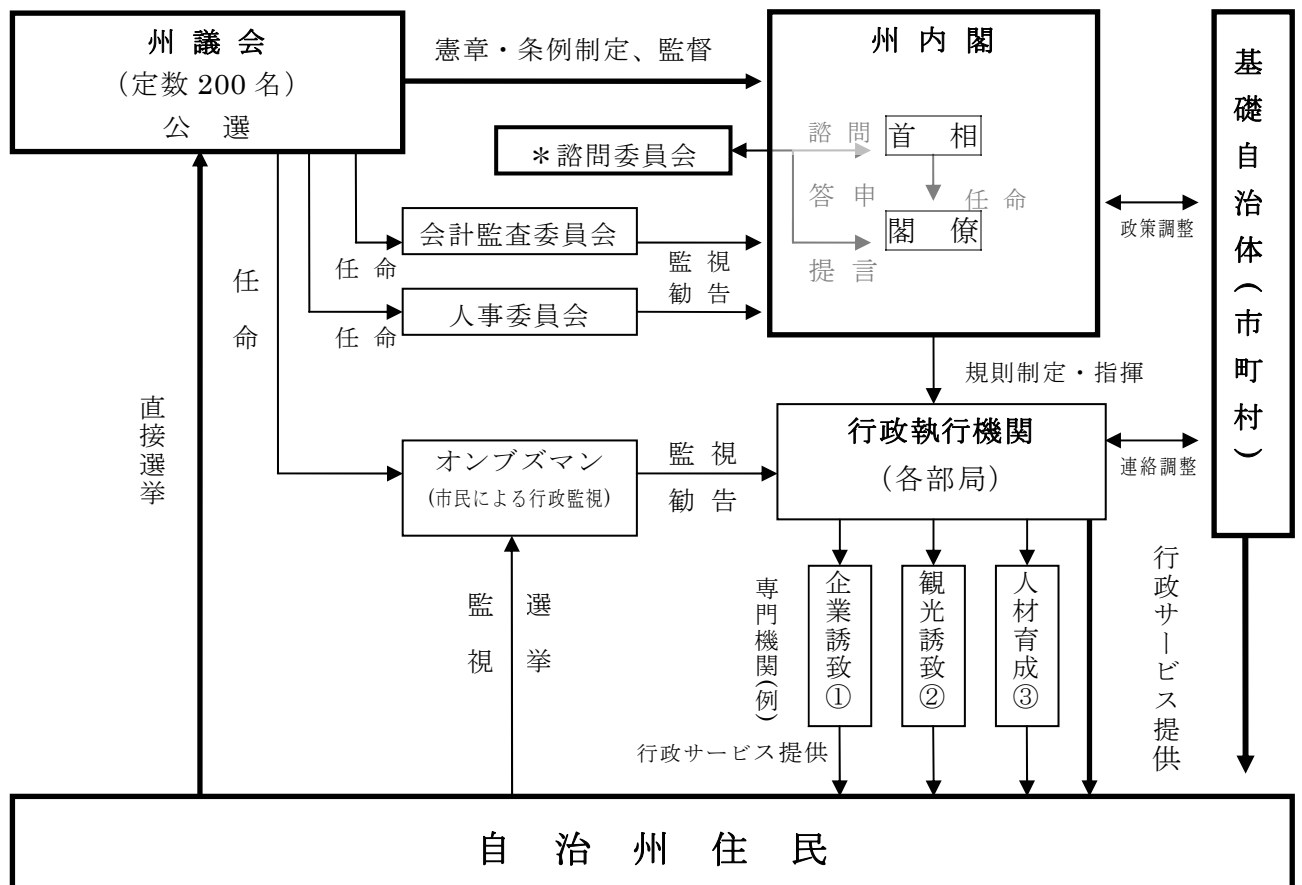
(2) 九州自治州の規模

主要指標	内容・数値	全国シェア	参考:オランダ
区 域	福岡県・佐賀県・長崎県・ 大分県・熊本県・宮崎県・ 鹿児島県・沖縄県	—	—
域内総生産(GDP)	47兆7,900億円	9.2%	66兆円
人 口	1,480万人	11.6%	1,620万人
面 積	44,442 k m ²	11.8%	41,526k m ²
行政投資額	5兆2,000億円	13.3%	—
入国外国人数	563,562人	9.8%	—

*数値は、九州・沖縄8県の最新の指標値を単純合計したもの(2001年度)

*オランダのGDPは2002年OECD資料により139円/ユーロで計算

(3) 九州自治州の組織（粗案）



- 州議会の機能 自治州憲章と条例を制定し、州内閣を監督する。
議員定数は200名とし、直接選挙で選ばれる。任期は4年とする。
州議会と州内閣の関係は、議院内閣制か首相直接公選制かによって異なる。
会計監査委員会、人事委員会、オンブズマンを設置して、州内閣と行政執行機関の効率性、適法性を監視し、勧告・助言を行う。
- 州議会議員定数 ドイツ、フランスの州で人口が九州に近い州の州議会の議員定数を参考に議員定数を200名としたが、議会に求められる機能を勘案して精査する必要がある。
- 州内閣の機能 州内閣は首相及び首相が任命した閣僚によって構成され、行政政策の執行機関として、行政規則を制定し各部局を指揮する。また、諮問委員会や専門機関を設置し、行政サービスの適正化と効率化を図る。専門機関は、①国内外からの投資・企業誘致、新事業創出 ②観光誘致、文化政策、地域再生 ③教育・人材育成等の分野ごとに設置し、社会の変化や企業ニーズに柔軟且つ迅速に対応できるようにするとともに行政執行機関本体のスリム化を図る。
- 諮問委員会 行政に民意を反映する仕組みとして諮問委員会を設置する。
諮問委員会は、企業経営者、経済団体、有識者など民間人で構成し、首相や閣僚に自由な立場で提言や助言を行うほか、首相等からの諮問に対し答申を行う。委員会の権能は州条例で定める。

(4) 沖縄県の問題

人口 130 万人を有する沖縄県は、九州・本土から大きく海を隔てて、中国や台湾等と国境を接する広大な海域に大小 160、有人 48 の島々が散在する島嶼県である。

その地理的条件により、他の九州 7 県の主要都市との交流・物流は空路・海路に限られている。

また、沖縄はかつての琉球王国時代や第 2 次大戦後の米軍統治（琉球政府時代）など、九州・本土他府県とは異なる歴史を持つとともに、現在でも米軍基地が県本島の約 19% を占有、在日米軍の 75% の基地が集中し、「日本の安全保障の要」となるなど、沖縄固有の問題として「基地問題」を抱えている。

一方、1972 年の祖国復帰後、沖縄振興開発法に基づく各種事業の実施を図るため、沖縄開発庁（現在、内閣府沖縄振興局）、沖縄総合事務局が設置されている。

このようなことから、経済及び財政的な自立の議論は別として、九州自治州への本格移行の際には九州・沖縄を一つと考えるにしても、その地勢学的・歴史的背景や現行法令・行政機関の状況を考慮して、沖縄を「特別自治州」ないしは「特別自治区」にすることを検討する必要がある。また、「九州自治州特区」の実現に際しても、沖縄は特区の中でも特別な地域として配慮する必要がある。

2. 九州自治州実現のための制度改革を行う

九州自治州と国の役割分担

九州自治州実現のためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直して、国の役割を防衛・外交・通貨管理・国際政策・安全保障などに限定し、内政や住民に直結した行政事務は地域に任せ、補完性の原理に基づいて権限と財源、人材の再配分を行うべきである。特に市町村は地域主権体制の基礎単位として、住民に身近な行政事務を引き受ける。州は広域自治体として市町村単独では実施が困難な広域的事業や国と市町村の連絡調整に徹する。社会資本整備の予算と権限は、全国的規模あるいは世界的視野に立って整備するものを除いて地域に移譲し、地域の財源と責任において投資を行うことができるようにする。

義務教育については、基本的な方針や水準を国が定め、その実施は地域の特性に応じた自由な教育が行われるよう国と地方の役割を見直す。

事 務	国	九州自治州	
		州	市町村
外 交 防 衛 安 全	<ul style="list-style-type: none"> ・外交 ・防衛 ・安全保障 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察 ・広域防災 ・危機管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防 ・防災
国 土 土地利用		<ul style="list-style-type: none"> ・山地、河川水系、海岸、森林、水資源の保全 ・農地等の広域的土地利用、広域的都市計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・準用河川等の保全 ・都市計画 ・まちづくり
交 通 社会資本	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種空港 (成田、羽田、伊丹、関西、中部) ・新幹線 ・海上保安 ・ 航空保安 	<ul style="list-style-type: none"> ・高速自動車国道 ・基幹道路、港湾、空港など広域交通ネットワークの整備 ・情報通信インフラの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般道路、農道、林道、漁港等 ・上下水道、公営住宅、都市公園、文化施設等の都市基盤整備
経 済 労 働	<ul style="list-style-type: none"> ・通貨 ・金融 ・度量衡 ・農産物等の基幹的研究開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業支援、新産業・新事業の創出促進、観光、企業誘致等産業振興 ・農産物等の研究開発 ・職業紹介、職業訓練等の雇用対策 ・専門的な人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街対策 ・観光施設の整備 ・景観保護
福 祉 保 健 環 境	<ul style="list-style-type: none"> ・公的年金、公的保険 ・伝染病予防 ・薬品の規制 ・医師免許 ・地球環境対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療計画の策定 ・産業廃棄物対策 ・環境監視、規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等に対する保健福祉、介護 ・保育所 ・生活保護 ・ごみ、し尿処理、生活環境の保全
教 育 科 学 文 化	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の基本政策 ・航空宇宙科学など高度で専門的な科学、技術、学術 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化 ・大学 ・高校 ・特殊学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校 ・ 幼稚園 ・生涯学習 ・地域文化の振興 ・青少年育成
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・司法・国籍・税関 ・出入国管理・旅券 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍・住民基本台帳 ・外国人登録

(九州地方知事会「道州制等都道府県のあり方を考える研究会」の中間報告を参考に九州経済同友会が作成)

3. 地域活性化のための事業を展開する

5つの重点政策と10のアクションプラン

九州自治州のメリットを発揮する

九州の活性化施策は、行政レベルではその大部分を市町村が担うことになる。それに対して九州自治州は、九州・沖縄8県がそれぞれが行うよりも九州全体で一体的に展開した方が効率的な施策・事業、九州自治州でなければ実施できない施策、九州自治州のスケールメリットを発揮できる施策・事業等を分担する。

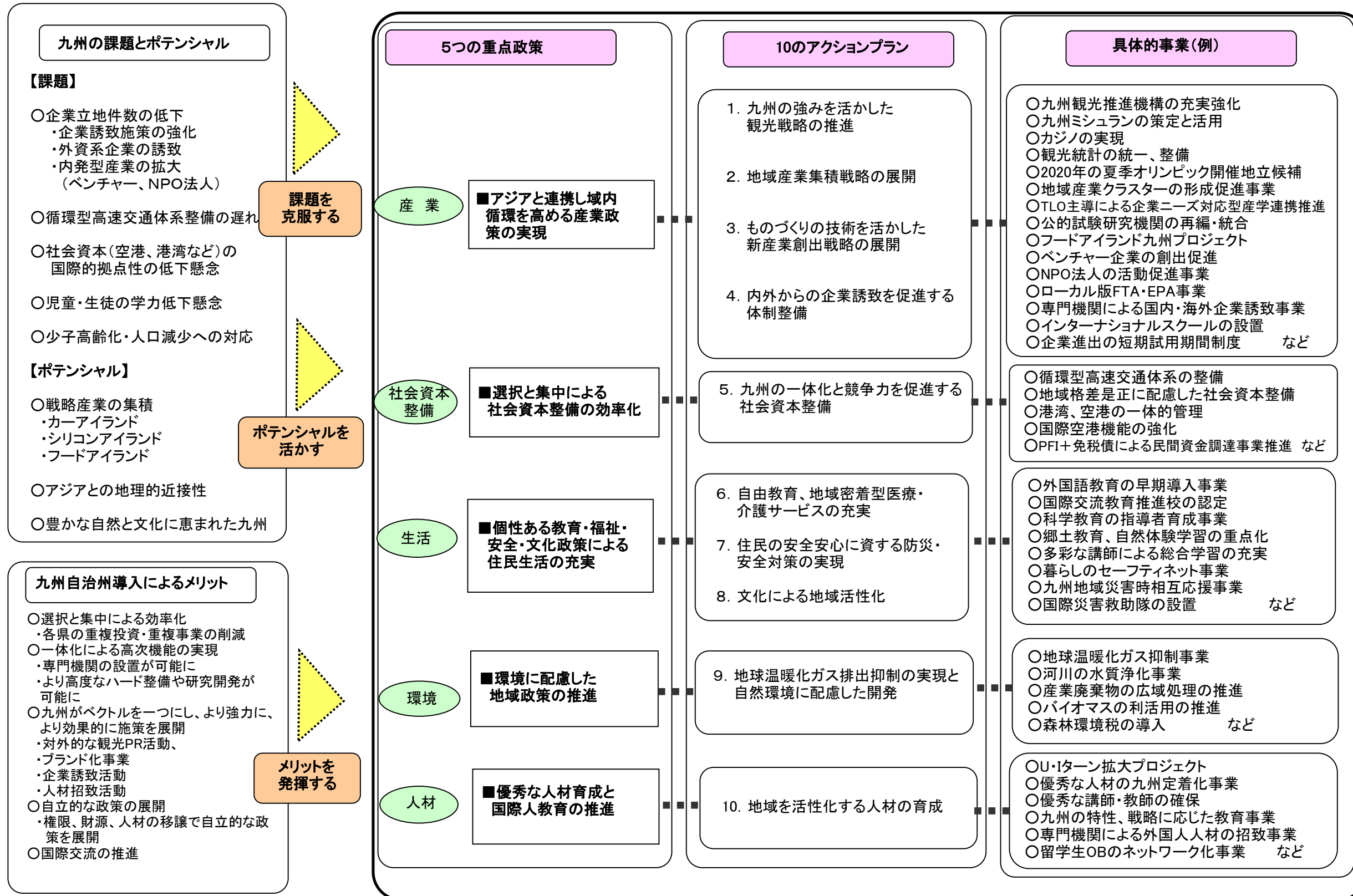
特に地域活性化施策や事業を立案する際には、九州自治州の持つ次のメリットを発揮する視点が重要である。

- ① 選択と集中により社会資本整備や産業政策等を効率的に実施できる
- ② 一体化による高次機能の実現が可能である
- ③ 九州がベクトルを一つにし、より強力に、より効果的に施策を展開できる
- ④ 自立的な政策の展開が可能である
- ⑤ ローカル外交を進めるうえで十分な規模と資格を持ち、国際交流を推進できる

九州自治州がこれらのメリットを活かして、産業、社会資本整備、生活、環境、人材の5つの分野において展開する重点政策と10のアクションプランは次ページのとおりである。

5つの重点政策と10のアクションプラン

【九州自治州が取り組む施策・事業】



[九州自治州が取り組む事業例]

5つの重点政策分野と10のアクションプラン		具体的事業	必要な権限移譲
○アジアと連携し域内循環を高める産業政策の実現	観光	<p>1. 九州の強みを活かした観光戦略の推進</p> <p>① 九州観光推進機構の充実強化(継続) [事業内容]・九州観光推進機構を自治州政府の観光専門機関と位置づけ、九州の観光資源の開拓、国内外からの観光客誘致などに関して、特に以下の事業を推進する。 【既存関連事業】・「九州観光推進機構」(平成17年4月発足)で九州が一体となった九州観光戦略を展開。</p> <p>② 九州ミシュランの策定と活用(継続) [事業内容]・ホテル・旅館などの宿泊施設やレストランを中心としてジャンルごとに自治州政府が施設・サービスの格付けを行い、観光客の安心感を高め、認知度とサービスの向上を図る。 【既存関連事業】・南九州観光調査開発委員会で、平成17年3月に宿泊施設等のミシュランを発行</p> <p>③ 観光客へのビザ免除の拡大(継続) [事業内容]・九州を訪問する海外観光客については、国内の治安維持に配慮しつつ、ビザ免除の適用国を拡大する。</p> <p>④ カジノの実現(新規) [事業内容]・カジノの実現により内外からの誘客を図る。</p> <p>⑤ 九州遺産の登録、ユネスコ世界遺産登録への九州一体となった取り組み(新規) [事業内容]・九州の誇るべき自然、歴史・文化遺産を自治州政府が「九州遺産」として認定し、観光資源や文化財としての価値を再評価する。また、ユネスコ世界遺産については、すでに動きがある「宗像大社・沖ノ島・海の正倉院」「長崎のカトリック教会群」「国東半島の磨崖仏」「阿蘇」などの価値を評価し、州政府が登録に向けた活動を強力に推進する。</p> <p>⑥ 観光統計の統一、整備(新規) [事業内容]・各県、各市町村ごとに集計方法が異なる観光統計を、国土交通省の基準に基づいて統一し、観光戦略の策定などに役立てる。</p> <p>⑦ 九州映画祭、九州音楽祭を通じた文化による地域振興(新規) [事業内容]・映画祭や音楽祭を毎年一定期間九州の一つの都市で集中的に実施し、文化の質的向上と集客を図る。</p> <p>⑧ 夏季オリンピック開催地への立候補(新規) [事業内容]・オリンピックを九州自治州および各都市が連携して誘致する。そのために九州自治州にオリンピック誘致委員会を立ち上げ、JOCやIOCへの働きかけを行うとともにスポーツインフラ、アクセス、宿泊施設などの整備を計画的に行う。また各都市の特色を活かして各競技の開催都市の調整を行う。</p>	<p>○ 法務省</p> <p>○ 法務省</p>
	産業	<p>2. 地域産業集積戦略の展開</p> <p>① 戦略分野に対する研究開発促進税制の導入(継続) [事業内容]・先端的なハイテク分野の産業など、九州の新たな戦略産業と位置づけられる領域の企業については、試験研究費の一定割合(現行の制度よりも高率に設定)に相当する額を法人税額(所得税額)から控除し、企業の積極的な開発研究を促進する。 【既存関連事業(制度)】・研究開発促進税制：例えば、試験研究費総額に係る税額控除制度では、企業の試験研究費割合に応じて一定率(10%~12%)に相当する額を法人税額から控除する。ただし、税額控除額は法人税額の20%相当額を限度としている。</p> <p>② 地域産業クラスターの形成促進事業(継続) [事業内容]・現在、経済産業省と文部科学省などが進めている産業クラスター計画は基本的には各県単位であるが、このような取り組みを各県の資源を集積して「九州」の視点でさらに広域的に展開する。 【既存関連事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省関係；北九州市エレクトロニクス産業拠点構想、シリコンシーベルト福岡構想、佐賀県シンクロトン光応用研究施設利用研究フォーラム、大分県半導体関連企業ビジネスチャンス研究会、熊本県セミコンダクタ・フォレスト構想、宮崎産業クラスター推進協議会、かごしま電子デバイス・フロンティア構想、OKINAWA型産業振興プロジェクト ・文部科学省関係；久留米エリア(医学・バイオ産業連携)、長崎・諫早・大村エリア(医学・工学と医療機器産業連携)、大分県央エリア(医学・生物学と食品・福祉産業連携)、熊本エリア(生物学・精密工業連携)、熊本南エリア(生物学・漁業連携)、都城盆地エリア(農業・化学工業連携)、鹿児島市エリア(農漁業・生物科学連携) ・農林水産省関係；食品産業クラスター事業 <p>*自治州効果：県の壁を越えて技術、人材、資金を集中でき、また県外からの資材調達や外注加工等が可能となり、クラスター形成が加速され、企業誘致や雇用の拡大につながる。</p>	<p>○ 財務省</p> <p>○ 県の合併</p> <p>○ 経済産業省</p> <p>○ 文部科学省</p> <p>○ 国土交通省</p>

5つの重点政策分野と10のアクションプラン		具体的事業	必要な権限移譲
産 業	3. ものづくりの技術を活かした新産業創出戦略の展開	<p>① TLO 主導による企業ニーズ対応型の産学連携推進事業(新規) [事業内容] ・大学の研究成果をもとに企業が事業化を図る従来型の産学連携から、企業からの商品化や事業化ニーズに大学が応える企業主導型の産学連携への転換を推進する。そのために、現在九州に6つあるTLOを1つに統合し、企業ニーズを国内外から広く掘り起こして九州の大学・研究機関に伝え、大学等の研究テーマに反映させるとともに、研究成果とのマッチングを進める体制をつくる。</p> <p>② 公的試験研究機関の再編・統合（新規） [事業内容] ・県、市、国及び独立行政法人が設置する公立の試験研究機関については、産業クラスター形成や企業誘致の重要な戦略的拠点として再編を進める。試験・研究活動の効率化を進めるために、特定研究分野においては拠点配置を通じて機能を集中し研究の高度化を図る。 【既存関連事業】・九州各県の農業、工業、水産の各試験研究機関は研究の分担や成果の相互利用、施設の共同活用などを図る8県連合の検討を開始している。 *自治州効果：九州8県がそれぞれ農業、工業、水産の各分野の試験研究機関を有していることから、九州全体での連携及び再編・統合を進めることで、効率化及び高度化の進展を期待できる。 (※九州の公立試験研究機関一覧参照)</p> <p>③ フードアイランド九州プロジェクト(継続) [事業内容] ・九州ブランドとして安全で高品質の食材、加工食品を生産し、中国の富裕層をはじめ国内外へ輸出移転する。そのために九州の産地間連携を図り、農林水産業と工業の連携を進め、食品製造に化学や工業技術を応用して健康食品等の新たな商品の開発やコストダウンを図る。また、株式会社の農業経営参入を認め、生産・加工・販売の一貫体制により、安定供給、コストダウン、生産性向上を図り「九州農業モデル」を構築する。このプロジェクトには、農林水産業、食品製造業、機械製造業、情報産業、商社、流通業など多様な主体が参画する。 ・「食」は観光振興面でも大きな魅力であることから、観光との一体的な推進を図る。 【既存関連事業】・九州農政局の輸出促進事業 ・九州経済産業局の農工連携事業、九州農政局の異業種交流事業 *自治州効果：各県ごとに展開している農産物輸出事業は、各県ごとのブランドで展開されていることからインパクトが弱い。九州全体での統一ブランドとして強力に推進することで大きな効果が期待できる。</p> <p>④ ベンチャー企業の創出促進(継続) [事業内容] ・九州におけるベンチャー企業の育成を促進するため、ベンチャーファンドを設立する。 ・ベンチャー企業に出資する投資家を対象として、税制上の優遇措置(エンゼル税制)を講じる。自治州の裁量により、九州のベンチャー企業に出資して損失を出した投資家に対する損失の繰り延べ措置をさらに拡大する。また、投資によって得た配当や株式譲渡益は一定期間、全面的に非課税にするなどの措置をとる。 *自治州効果：ベンチャー企業への投資が促進され、多数のベンチャー企業の輩出が期待できる。</p> <p>⑤ 技術者派遣機関の設立（新規） [事業内容] ・優秀な技術者の継続的雇用を保障しにくい中小企業や大学発ベンチャー企業に対して、短期的（概ね年単位）に人材を派遣するための専門機関を設立する。派遣先の企業側の新商品開発が成功し経営が軌道にのった場合には、企業側での雇用も検討する。</p> <p>⑥ NPO 法人の活動促進事業(継続) [事業内容] ・NPO による福祉、介護事業などのコミュニティ事業への参入促進をはじめ幅広い分野でのNPO 法人の活動を拡大するため、九州で独自に認定したNPO 法人に対する企業や個人からの寄付金は全額税控除を認める。 【既存関連事業（制度）】・認定NPO に対する寄付金の税控除は現行制度下でも認められているものの、認定の要件を満たすことが難しく、全国で約2万のNPO 法人が設立されているうち、わずかに30程度が認定NPO として認められているに過ぎない。</p> <p>⑦ ローカル版FTA,EPA 事業（新規） [事業内容] ・九州と海外の国・地域との経済関係の強化及びパートナーシップの構築に向けて、独自にローカル版FTA,EPA（経済連携協定）を締結する。協定では通関、検疫など港湾荷役手続の迅速化、IT化による積荷管理、港湾の24時間・365日運用、港湾施設使用料の低減など相互主義に基づく優遇措置を盛り込み、貿易の振興を図る。さらに投資や人の移動の促進、政府調達に伴う入札や知的財産権保護に関するルールづくり、関税障壁の緩和撤廃を行って物品・サービスの貿易を促進する。</p>	<p>○ 県の合併 ○ 文部科学省</p> <p>○ 農林水産省 ○ 経済産業省 ○ 厚生労働省 ○ 国土交通省 ○ 県の合併</p> <p>○ 財務省</p> <p>○ 財務省</p> <p>○ 法務省 ○ 外務省 ○ 経済産業省 ○ 財務省</p>

5つの重点政策分野と10のアクションプラン		具体的事業	必要な権限移譲	
産 業		<p>【既存関連事業】・北九州、福岡市をはじめとする天津、釜山など環黄海の日中韓10都市は、04年秋に「東アジア経済交流推進会議」を立ち上げ、地域版FTAの創設などをめざして共同プロジェクトを推進中。</p> <p>*自治州効果：九州は大陸諸国との輸送コストが安い利点を活かし、輸出入をさらに進め、環黄海・環東シナ経済圏形成につながることができる。同時に九州内企業の海外進出による空洞化を防止し、輸出立国をめざすことも可能になる。</p>		
	4. 内外からの企業誘致を促進する体制整備	<p>① 専門機関による国内・海外企業誘致事業(新規)</p> <p>[事業内容]・専門の職員を配置した国内、海外企業誘致の専門機関を設立し、九州が一体となって情報提供、説明会、進出企業に対する許認可手続の支援、アフターケアなどを行う。また、海外や三大都市圏に拠点を設け、九州のPRと企業誘致活動を行う。</p> <p>・さらに、現在、企業の新規立地手続に必要な50を超える許認可のうち、労働基準監督署に対する手続など国の権限を自治州に移譲し、州と市町村に対する手続を企業誘致専門機関が窓口となってワンストップで行い、企業立地手続の迅速化と企業の負担を軽減する。</p> <p>② 企業誘致のためのインセンティブの整備(継続)</p> <p>[事業内容]・税制優遇措置や低利融資制度の適用</p> <p>・その地域の産業政策に沿った進出企業には特別な優遇措置を講じる。</p> <p>例えば、20人以上の雇用増を伴う企業進出や工場の拡張、身障者の雇用、R&Dへの一定比率以上の投資に対して税制優遇や減税、補助金の交付などを行う。</p> <p>③ インターナショナルスクールの設置による海外企業社員の子どもの教育環境整備事業(新規)</p> <p>[事業内容]・海外企業社員の子や日本人子女に対して、外国語による高度な教育サービスを提供する学校を設置して海外企業の進出を促進するとともに、日本人の語学教育水準を向上させる。</p> <p>④ 企業進出の短期試用期間制度の創設(新規)</p> <p>[事業内容]・九州自治州と海外の都市間、または団体間で企業進出を促進するための「お試し期間」を設ける。</p> <p>九州と海外各都市等は相互互恵にもとづいて協定を結び、相手国の企業に数ヶ月間、オフィスや通信設備を無料で提供し、地元シンクタンクや自治体はビジネス情報とアドバイスを与え、進出のための可能性調査に便宜を図る。九州に進出しなかった場合でもサービス提供の費用の返還は求めない。</p>	<p>○ 県の合併</p> <p>○ 厚生労働省</p> <p>○ 財務省</p> <p>○ 文部科学省</p> <p>○ 県の合併</p>	
○選択と集中による社会資本整備の効率化	社会資本	5. 九州の一体化と競争力を促進する社会資本整備	<p>① 循環型高速交通体系の整備(継続)</p> <p>[事業内容]・自治州政府が広域的な道路整備に関する権限と財源の移譲を受け、費用便益の比較により各道路間、区間の着工優先順位を決定し、各県の横並び意識を排除して循環型高速交通体系の整備を迅速化する。それにより「九州日帰り交通圏」の形成を目指す。</p> <p>・道路整備に当たっては、全国統一規格による画一的な整備ではなく、九州の交通需要や地形に応じて、車線数の減少、インターチェンジのコンパクト化、高架方式の見直し、サービスエリア内への商業施設の誘致など、創意工夫により建設コストの削減と収益増を実現する。</p> <p>【既存関連事業】・東九州自動車道(北九州～大分～宮崎～鹿児島 436km うち 81km 供用)、西九州自動車道(福岡～伊万里～佐世保～武雄 150km うち 49km 供用)、南九州西回り自動車道(八代～水俣～出水～川内～鹿児島 140km うち 34km 供用)、九州横断自動車道延岡線(御船～延岡 95km うち 供用 0km)</p> <p>*自治州効果・九州で循環型高速交通体系が整備された場合のネットワークによる経済波及効果は年間3兆8,600億円に達すると見込まれる。また、大災害時のリダンダンシー(代替機能)としての機能も期待できる。</p> <p>② 地域格差是正に配慮した社会資本整備手法の確立(新規)</p> <p>[事業内容]・九州自治州の社会資本整備は、州政府がその種類ごとに費用便益計算マニュアルを作成して、客観的な基準に基づいて優先順位を決定する。その際、社会資本整備が遅れている地域については、地域格差の是正といった観点から、州政府が「開発を促進すべき地域」に指定し、その平均賃金、1人当たりGDP、失業率、中心都市からの平均所要時間などを指標として開発の優先度を定める。</p> <p>③ 港湾、空港の一体的管理(新規)</p> <p>[事業内容]・九州の重要港湾、空港、高規格道路は自治州政府が一体的に管理し、施設利用料や着陸料、通行料を独自の裁量で国際水準にまで引き下げ、九州の高コスト構造を改善する。</p> <p>・港湾の24時間・365日運用や通関、輸入手続き、港湾関連手続きの迅速化により、国際競争力のある港湾づくりを目指す。</p> <p>・港湾や空港については、専門の管理運営会社を設立して効率的な経営を図るなどの工夫を行う。</p>	<p>○ 県の合併</p> <p>○ 国土交通省</p> <p>○ 日本道路公団</p> <p>○ 国土交通省</p> <p>○ 国土交通省</p> <p>○ 県の合併</p>

5つの重点政策分野と10のアクションプラン		具体的事業	必要な権限移譲
	社会資本	<p>④ 国際空港機能の強化(継続) [事業内容] ・アジアへのゲートウェイ空港として、成田、関空、中部に次ぐ国際航空網の拠点機能を九州が受け持ち、わが国の各空港が連携して、仁川、上海などの空港に奪われたわが国の空港のハブ機能を回復する。また、九州の各空港は連携と競争によりその拠点性を高め、物流、観光、企業誘致などを一層活発化し地域経済の振興を図る。</p> <p>⑤ PFI 事業+免税債による民間主導、民間資金調達による社会資本整備の推進(新規) [事業内容] ・現時点では九州での取り組み事例が少ないPFI 事業を積極的に展開することで民間活力を導入し、効率的で質の高い社会資本整備やサービス提供を推進する。例えば、新たに設置が見込まれる機関の庁舎や、架橋や港湾、道路、空港などの公共施設の整備・運営について、民間の資金・ノウハウの活用を図る。民間資金調達に際しては、自治州、市町村、プロジェクト事業者による免税債の導入を進める。また事業収益を担保に民間資金を調達するプロジェクトファイナンスも積極的に導入する。</p> <p>*自治州効果：九州8県が1つになることで、整備される施設の拠点性が高まるとともに需要増大が見込まれるためPFI 事業の展開可能性が高まる。また、免税債の発行権限を州、自治体、プロジェクト事業者に与えることで、増税や行政支出を増やさずに民間資金の調達によって社会資本整備を進めることができる。</p>	<p>○国土交通省 ○県の合併</p> <p>○県の合併 ○財務省</p>
○個性ある教育・福祉・安全・文化政策による住民生活の充実	生活	<p>6. 自由教育、地域密着型医療・介護サービスの充実</p> <p>○教育については、基本的な方針や水準を国が定め、その実施については地域の特性に応じた自由な教育が行われる体制をつくり、以下の①～⑤の施策を展開する。</p> <p>① 外国語教育の早期導入事業(新規) [事業内容] ・小学校の段階から英語、ハングル、中国語などの外国語教育を導入し、国際化時代に対応できる人材を育てる。</p> <p>② 国際交流教育推進校の認定事業(継続) [事業内容] ・海外と九州内の小学校、中学校、高校同士の交流活動を促進する。修学旅行時の短期受入れや、短・中期のホームステイ受入れ、単位の互換性の認証などを含めて、受入れや対応が可能な学校・家庭を国際交流教育推進校として認定・支援し、リストアップして海外の学校へのPR活動も展開する。</p> <p>③ 科学教育の指導者の育成事業(新規) [事業内容] ・小中学生に理科や科学の実験を通して自然科学に関心を持たせるため、大学の教職課程などで科学実験のできる教師の養成に重点を置いたカリキュラムを設ける。</p> <p>④ 郷土教育、自然体験学習の重点化事業(新規) [事業内容] ・義務教育の段階から、地域の歴史、文化や郷土が輩出した偉人などに関する学習を行い、生まれ育った郷土への理解を深める。また、海、山など豊かな自然のなかでの実体験に基づいた学習を行う。そのために、教員資格の条件を大幅に見直し、多彩な人材の登用に門戸を開く。</p> <p>⑤ 多彩な講師による総合学習の充実(継続中) [事業内容] ・小中高等学校で、生徒に職業観や勤労意識を持たせるために、社会人、スポーツ関係者など多彩な教師による総合学習に取り組む。 ・九州自治州が学校教育に関する行政権限の移譲を受け、知識偏重教育を見直し、独自の教育方針を打ち出して総合学習を更に充実させる。</p> <p>⑥ 暮らしのセーフティネット事業(新規) [事業内容] ・離島や山村などを対象に、情報インフラを整備し、過疎地の診療所等と都市の大学病院等との間に遠隔医療システムを構築する。 ・介護保険報酬単価は全国一律に定められているが、九州では各地の地域性を考慮して報酬単価を設定できるようにし、たとえば過疎地でも事業としての可能性が高まるようにする。</p>	<p>○ 文部科学省</p> <p>○ 文部科学省</p> <p>○ 文部科学省</p> <p>○ 文部科学省</p> <p>○厚生労働省</p>
	7. 住民の安全安心に資する防災・安全対策の実現	<p>① 九州地域災害時相互応援事業(現在実施中) [事業内容] ・大規模災害発生時に、被災県単独では応急対策が困難な場合の相互間の応援 ・必要な職員の派遣、食糧・飲料・生活必需品の提供、避難・収容施設・住宅の提供、緊急輸送路・輸送手段の確保、医療支援 *自治州効果 ・自治州政府が司令塔となれば、複数県の職員や消防隊員の現地での指揮命令系統を統一でき、非常災害時に有効に機能する体制を維持できる。</p> <p>② 国際災害救助隊の設置(新規) [事業内容] ・九州はもとより国内、アジアにおける災害時の救援活動を行う専門部隊を設置する。</p>	<p>○ 総務省消防庁 ○ 市町村の消防本部 ○ 県の合併</p>

5つの重点政策分野と10のアクションプラン		具体的事業	必要な権限移譲
	生活	8. 文化による地域活性化	
		<p>① 九州メセナ協議会による文化振興（新規） [事業内容]・九州に九州メセナ協議会を設立し、企業経営者、有識者、市民が参加して文化支援のノウハウを研究し実践する。また、九州に存在する有形、無形の文化財の学術的評価を行い、評価書として公表し、多くの人々に九州の文化の質の高さと豊かさを伝え、九州のイメージアップと観光資源としての活用を図る。 ・九州の文化遺産、文化活動（美術展・演劇・音楽祭・祭り・神楽・その他のイベント等）に関する名鑑、統計書を作成する。</p> <p>② 文化支援に対する税制優遇措置（新規） [事業内容]・個人や企業が文化活動や文化振興に寄付した場合、所得や売上高等を基準に税額控除を行う。</p>	○ 財務省
○環境に配慮した地域政策の推進	環境	9. 地球温暖化ガス排出抑制の実現と自然環境に配慮した開発	
		<p>① 地球温暖化ガス抑制事業(継続) [事業内容]・二酸化炭素をはじめ地球温暖化ガスの排出削減に向けて、全国以上に厳しい九州独自の基準を設定し輸送業、製造業、一般家庭など業種ごとに規制値や努力目標値を定めて実行する。 ・低公害車（ハイブリッドカーや電気自動車など）の導入を進めるため、公的機関や一定規模以上の事業所での購入を義務付ける。 ・京都メカニズムを適用した、企業の海外での二酸化炭素削減実績については、九州独自の助成金を出すなど奨励に努める。 ・ISO14001を取得する企業等へ奨励金を交付する。 【既存関連事業】・九州運輸局が中心となり九州低公害車普及協議会を設置</p> <p>② 地球温暖化ガスの排出権取引所の創設(新規) [事業内容]・地球温暖化ガスの排出抑制に向けた努力や技術開発を促進するために「地球温暖化ガス排出権取引所」を創設する。参加企業は例えば毎年1%ずつ排出量を削減することを公約し、実際に公約値以上の削減をした場合、その分を削減困難な企業に販売できる仕組みとする。未達成の企業はその分を市場から購入しなければならない。排出量の事前事後のチェックは公的な第三者機関が行う。</p> <p>③ 河川の水質浄化事業(継続) [事業内容]・水質汚濁に関する資料・情報の交換、緊急時の情報連絡、水質監視体制に関する連絡調整、水質浄化技術の開発・実用化、生活排水による河川汚濁防止のための浄化槽の一体的整備 ・複数県（福岡、佐賀、長崎、熊本）にまたがり、また管轄官庁も国土交通省や農水省、環境庁など多岐にわたる海域の浄化プロジェクトを展開する。特に有明海浄化プロジェクトをその象徴として位置付けるとともに、不知火海（熊本、鹿児島）、周防灘（福岡、大分）、筑後川（福岡、熊本、大分）など複数県にまたがる海域、河川の浄化プロジェクトも展開。 【既存関連事業】・筑後川に関して水質汚濁対策の連絡協議会が発足 ・有明海の浄化に関して「有明海再生会議」が発足 *自治州効果：・現在、水質浄化層を設置する場合、法律の違いにより、設置する排水施設が下水道であれば国土交通省、農業集落排水施設であれば農林水産省、し尿処理施設であれば環境省の所管となる。自治州ではこれらの権限の移譲を受け、施設間で連携して浄化槽を整備・改善することが可能になる。</p> <p>④ 産業廃棄物の広域処理の推進（継続） [事業内容]・各県ごとに必要な産廃処理業者の許認可手続きを九州で1本化することで、事業者の広域展開を促進する。 ・九州全体での産業廃棄物の広域処理を進め、排出抑制、リサイクル及び適正処理を推進する。 【既存関連事業】・九州7県で足並みを揃えて産業廃棄物税を平成17年4月1日から導入。産廃の排出抑制とリサイクル推進が目的で、排出事業者にはトン当たり800円～1000円の納税義務が課せられる。 *自治州効果：県によっては、県域を越えて移動する産業廃棄物に対して、各県ごとに要綱で事前協議を義務づけており規制が設定されている。九州が1つになることで規制が取り払われ、九州内の産業廃棄物の収集・運搬の円滑化を図ることができる。</p> <p>⑤ バイオマスの利活用の推進（継続） [事業内容]・九州が一体となってバイオマスの利活用を推進する。例えば南九州で多く排出される畜産廃棄物の堆肥としての利用は、相対的に供給量が多いため広域利用を進め、畜産廃棄物の有効利用を促進する。 【既存関連事業】・九州農政局でバイオマスの利活用を推進中</p>	○ 経済産業省 ○ 環境省 ○ 環境省 ○ 国土交通省 ○ 農林水産省 ○ 環境省

5つの重点政策分野と10のアクションプラン		具体的事業	必要な権限移譲
	人材	<p>⑨ 大学制度改革（新規） [事業内容] ・産学連携や産業クラスター形成の際に、企業の商品化ニーズ等に対応できる大学の研究体制を整備するため、九州の国立大学法人の研究成果や教授、研究者などの知的財産を共有し、大学間の共同研究等を行いやすい環境をつくる。そのために、九州の国立大学法人を州立大学法人とし、例えば、九州大学福岡校、長崎校、熊本校、鹿児島校のように再編し一体的運営ができるよう改革する。</p> <p>⑩ 国際感覚を身につけたビジネスマンの養成（継続） [事業内容] ・既存のビジネススクールや九州・アジア経営塾碧樹館プログラムなどの取り組みを支援するとともに、世界の高等教育機関や企業との間で人材の相互交換留学・研修を行う制度をつくり、優秀な人材育成を進める。</p> <p>⑪ デザイン戦略のための人材養成（新規） [事業内容] ・製品の付加価値を高めて競争力をつけるため、国際的に通用するデザイン開発のできる人材を養成する。そのためにもものづくりに携わる経営者の意識の啓発、同業者・異業者の交流、優れたデザイン力を持つ海外企業との提携やベンチマーキングを進めるための仕組みづくりを行う。また、商品のネーミングについても商品イメージに与える影響が大きいことから、デザイン戦略と同様の取り組みを行う。</p>	○ 文部科学省

4. 自治州の自主財源を確保する

(1) 地方歳入に占める地方税の割合は3割程度

地方歳入に占める地方税の割合は3割程度であり、地方税収と歳出規模の乖離を埋める国の補助金や地方交付税制度が、地方における住民の受益と負担の関係を希薄化し、歳出増を抑制しにくい風土をつくり出すとともに、地方自治への国の介入を許している。

地方歳出に占める地方税収入の割合 (平成14年度決算額)ー地方歳出94.8兆円ー

地方税 (33.4兆円) 35.2%	地方交付税 地方譲与税 地方特例交付金 (21.1兆円) 22.2%	国庫支出金 (13.2兆円) 13.9%	地方債 (13.3兆円) 14.0%	その他 (13.9兆円) 14.6%
--------------------------	--	----------------------------	--------------------------	--------------------------

第28次地方制度調査会 H16.10.25 資料より

(2) 地方歳入に占める自主財源のウェイトを高める試案

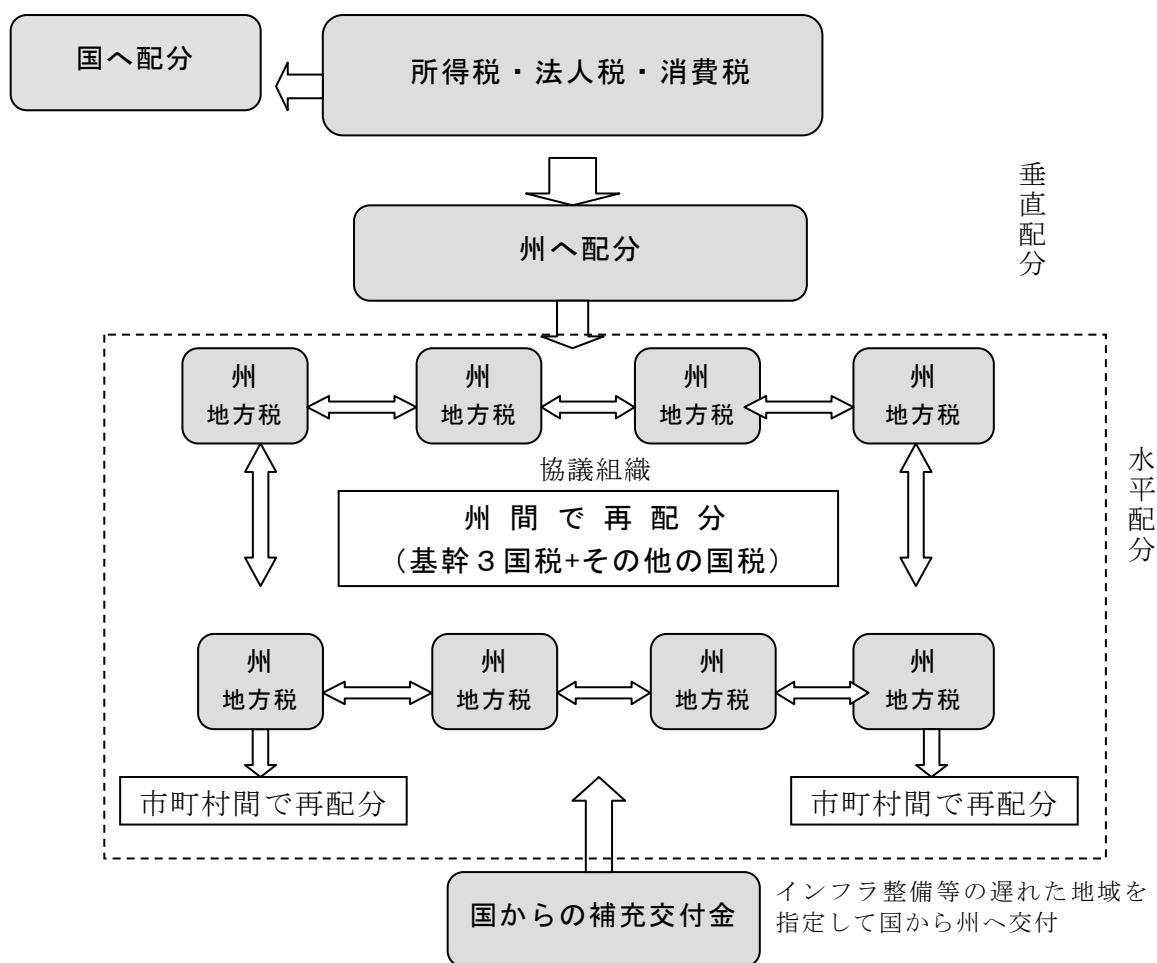
自治州が財政的に自立するためには、徹底した行政コストの削減とともに、国と地方の税源配分の見直しにより、地方歳入に占める自主財源のウェイトを高めることが必要である。そのための具体的な施策として、以下の提案を行う。

- ① 各自治州は徹底した歳出削減を行う。
- ② 国庫支出金、地方交付税制度を廃止する。
- ③ その分を以下のとおり国税収入の地方配分で賄い自主財源化する。
 国税基幹3税(所得税・法人税・消費税)の税収の55%~65%を地方の税収、残りを国の税収とする。基幹3税以外の国税収入は原則として納税地の州の税収とする。
- ④ 現在の地方税(都道府県税)は各自治州の固有の税収とする。
- ⑤ 地方に配分した国税基幹3税を人口、GDP、面積等を基準に各自治州に配分する。
 配分の仕組みと基準は新たな法律で定め、社会情勢の変動等に応じて改定する。
- ⑥ 水平的財政調整制度を創設する。
 国税配分後の各自治州間の税収格差を調整するため、全州が参加する協議組織を設け、税収の豊かな州から税収の少ない州へ財源を再配分する。
 財源調整は住民1人あたりの税収額などを基準に、州間で自主的に定める。

(3) 補充交付金制度

各州の財源に関して自治州間の調整だけでは解決しにくく、やはり国家的見地から調整することが必要な課題も当然生じてくる。特にインフラ整備などの遅れた地域については、自治州からの申請に基づき国がそのエリアを指定し、国からその地域の属する自治州へ「補充交付金」を交付する制度も必要になると考える。その額は特定地域に交付される小規模なものでなくてはならず、国家的見地から決める必要がある。

自主財源確保のイメージ



(4) 試算結果

- ・九州自治州は2兆1,171億円の税収増
- ・九州・沖縄8県合併と市町村合併により2兆1,449億円のコスト削減効果
- ・九州自治州の財政収支は-2,026億円に縮小

九州自治州の収支（平成14年度）

現在の歳入	現在の歳出	収支
15兆2,838億円	19兆7,483億円	-4兆4,645億円
試算による歳入	合併効果を加味した歳出	合併効果による収支
17兆4,008億円 (2兆1,171億円の税収増)	19兆7,483億円 (8県合併効果) -9,330億円 (市町村合併効果) -1兆2,119億円 = 17兆6,034億円	-2,026億円

※歳入には国税及び国税以外の国の歳入もすべて各県に人口比で按分した。歳出についても国の歳出をすべて各県に人口比で按分した。

※九州・沖縄8県合併効果は、消費的行政コストのうち人件費・物件費・補助費等の削減額を算定した。

※市町村合併効果は、行政職員の人件費を含む行政コスト全般の削減効果を算定した。

また、合併後の市町村数は九州各県の市町村合併推進要綱に拠った(512→116市町村)。

※沖縄県内の市町村合併によるコスト削減効果は、米軍基地や島嶼など本土とは異なる事情が存在するため、今回の試算には含めなかった。

(表1) 基幹国税の国・州・市町村への配分率 (%)

	個人所得			法人収入			消費税	事業税
	所得税	個人住民税 (県)	個人住民税 (市町村)	法人税	法人住民税 (県)	法人住民税 (市町村)		
国	35	—	—	35	—	—	45	—
州	32.5	100	—	32.5	100	—	27.5	100
市町村	32.5	—	100	32.5	—	100	27.5	—
計	100	100	100	100	100	100	100	100

※現在の都道府県税は州税に充当する。表に記載のない地方税もすべて州、市町村税とする。

(表2) ブロックごとの税収の増減(平成14年度ベース) 単位 億円

	現在の税収			試算による税収				増減
	国税	地方税	計	国税(国)	国税(地方)	地方税	計	
札幌	13,351	11,683	25,034	6,753	14,043	11,683	32,479	+7,445
仙台	20,360	19,156	39,516	11,669	23,883	19,156	54,708	+15,192
関東信越	38,985	42,015	80,999	22,230	43,491	42,015	107,735	+26,736
東京	198,102	86,691	284,793	32,678	77,547	86,691	196,915	-87,878
金沢	8,219	7,511	15,730	3,724	7,105	7,511	18,340	+2,610
名古屋	54,456	40,466	94,922	17,570	38,345	40,466	96,381	+1,459
大阪	78,115	50,095	128,210	24,609	53,370	50,095	128,075	-135
広島	22,129	16,631	38,761	9,204	21,457	16,631	47,292	+8,531
高松	10,770	8,149	18,919	4,976	10,665	8,149	23,790	+4,871
九州	31,058	27,144	58,202	17,652	34,576	27,144	79,373	+21,171
合計	475,546	309,540	785,086	151,064	324,482	309,540	785,086	0
					634,022			

※(表1)の配分率によって国税3税を国と地方に配分すると、平成14年度の収納済額ベースで国への配分額は15兆1,064億円、地方への配分額は地方税を含めて63兆4,022億円となる。

※各ブロックは便宜上国税局の管轄地区とした(後頁)。

※各ブロックへの配分は人口、GDP、面積等を基準に行うことを提案したが今回は便宜上人口比で按分した。

(表3) 財政収支に与える効果 単位 億円

	歳入①			歳出②	現在の 収支 ③=①-②	試算 による歳入 ④	試算 による収支 ④-②
	税収	税外収入	計				
札幌	25,034	41,858	66,892	91,806	-24,914	74,338	-17,468
仙台	39,516	65,699	105,215	138,270	-33,055	120,408	-17,862
関東信越	80,999	110,327	191,327	213,985	-22,658	218,063	+4,078
東京	284,793	164,011	448,803	311,274	+137,529	360,926	+49,652
金沢	15,730	22,543	38,273	45,789	-7,516	40,882	-4,907
名古屋	94,922	87,701	182,623	170,782	+11,841	184,083	+13,301
大阪	128,210	129,805	258,015	254,732	+3,283	257,879	+3,147
広島	38,761	52,843	91,604	107,352	-15,748	100,135	-7,217
高松	18,919	29,996	48,915	61,064	-12,149	53,786	-7,278
九州	58,202	94,636	152,838	197,483	-44,645	174,008	-23,475
合計	785,086	799,419	1,584,505	1,592,538	-	1,584,505	-

※試算額は、国への配分額である15兆1,064億円もすべて地方ブロックに配分して計算した。

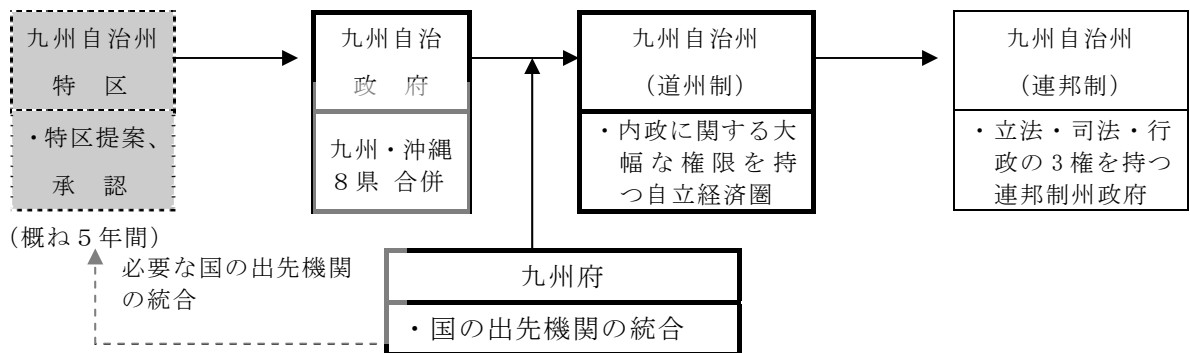
5. 自治州実現へのステップ「九州自治州特区」を実現する

九州自治州は、その受け皿として県の合併や国の出先機関の統合を伴うため、その実現には相当な時間がかかると予想される。

そこで、私たちは九州自治州実現への第1ステップとして、現実の問題に対応できる柔軟な行政システムを提案したい。それが九州自治州特区である。地域活性化のために肝心なことは、広域連携のシステムがそれぞれの地域の特性と必要性に応じて工夫されることであり、1国2制度でも構わないから、できる地域から順次スタートすればよい。

このような道州制導入までの過渡的な広域連携のシステムとしては、特区のほかにも地方自治法が定める府県の“広域連合”など、現行法に基づいた既存制度の活用が提案されているが、これらの制度は国の出先機関の統合までは予定していないため、新しい試みを実施するには限界がある。このような理由で、私たちは“九州自治州特区”を提案したいと考えている。九州では、2003年に九州地方知事会と経済団体がひとつになって「九州地域戦略会議」を設立し広域的課題の実現に取り組んでおり、この戦略会議が窓口となって内閣府と合同で協議機関を設置し「九州自治州特区」を実現することを提案する。

(1) 九州自治州構想実現へのステップ



タイムスケジュール

年度	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
国の社会資本整備		社会資本整備重点計画(5年)					社会資本整備重点計画(5年)					社会資本整備重点計画(5年)					
政府構造改革	集中調整期間			重点強化期間				最終年度									
特区				準備期間			九州自治州特区					九州自治州					

(2) 九州自治州特区の概要

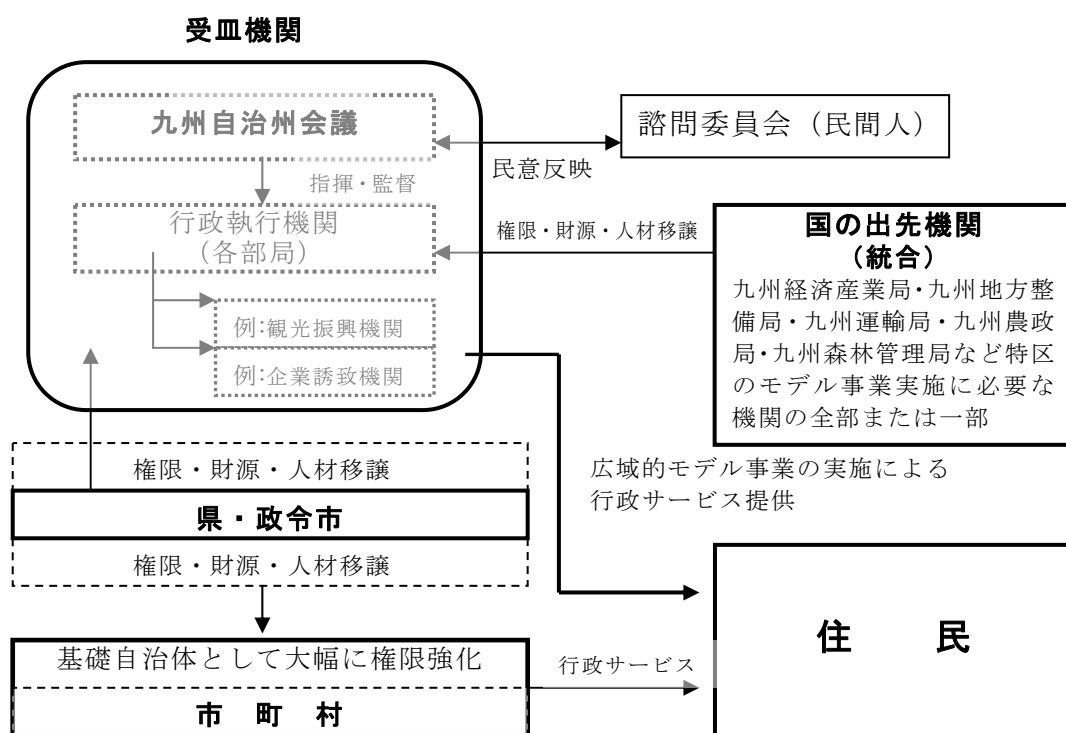
九州自治州特区では、必要な国の出先機関を統合し、各県と連携してモデル事業や施策を遂行したり、国から交付される各種補助金を統合して特区の受皿機関に一括交付するなど、九州が一体となって効率的に事業を展開する制度づくりを目指す。

同時に、規制緩和、権限・財源・人材の移譲、課税自主権の行使、市町村の合併・広域連合の推進を通して九州の自立と独自の政策展開を可能にすることも必要である。

そのために、「九州自治州特区推進法」を制定して法に基づいた特区の実現を進めていくことを提案する。特区では、九州全体の福祉・利益の向上につながる広域的事業を実施する。また、民間からの資金調達による社会資本整備手法として、PFIと免税債を組み合わせた新しいファイナンスなどを積極的に実施したい。モデル事業は10のアクションプランの中に示している。

特区提案者	九州地域戦略会議
国の窓口	内閣府
特区のエリア	九州全域（沖縄は特区の中でも特別な地域と位置づける）
主な事業	モデル事業として産業政策、社会資本整備などの広域的事業
規制緩和	モデル事業の実施に必要なもの また、現在九州で認定された「構造改革特区」「地域再生計画」の事業は全九州に展開する
権 限	国の出先機関(統合)と県における所要の権限・人材を移譲 (所要の県の権限と予算を市町村に移譲)
財 源	国の出先機関(統合)の所要の予算と県・政令市の予算の一部を移譲 国からの補助金を統合補助金として受皿機関に一括交付
機能統合	国の出先機関(統合)と九州7県・沖縄との機能連携を図る

(3) 九州自治州特区の構造（3層制）



- 九州自治州会議 県知事、国の出先機関(統合)の長、政令市長で構成し、行政執行機関を指揮・監督する
九州自治州会議と既存の各県議会との関係については今後の検討事項だが、各県議会の代表者を九州自治州会議のメンバーとすることも一つの方法である。また、市町村と市町村議会の関与の仕方も検討事項である
- 行政執行機関(各部局) 特区におけるモデル事業を実施するため、国の出先機関と県、政令市から所要の権限、予算、人材の移譲を受ける
また、観光推進機構や企業誘致、人材育成等の専門機関を置く
- 諮問委員会 経済団体の代表者や企業経営者、有識者などで構成し、九州自治州会議に対して提言・助言、諮問に対する答申を行い、民意を反映する
- 県・政令市 特区で行うモデル事業の実施に必要な権限、予算、人材を行政執行機関に提供する
また、県は市町村に所要の権限、予算、人材を移譲しスリム化する
- 市町村 県から所要の権限、予算、人材の移譲を受け、地域密着型の行政施策を実施する

(4) 九州自治州特区における財源

九州自治州特区は、広域的なモデル事業を実施するため、国の出先機関と県、政令市から所要の権限、予算、人材の移譲を受ける。予算規模については実施するモデル事業を精査しなければならないが、大雑把な試算でいくと統合する国の出先機関の予算が事業費や人件費などを合わせて年間約2兆円、これに県と政令市の所要の予算(国からの補助金を含む)を張り付けた額が特区の予算になると推測する。

九州・沖縄8県における国の出先機関の予算規模

国の出先機関	年間予算額
九州経済産業局	179億円
九州地方整備局	13,113億円
九州運輸局	36億円
九州地方整備局港湾空港部	1,159億円
九州農政局	2,262億円
九州森林管理局	291億円
九州漁業調整事務所	11億円
労働基準監督署 公共職業安定所	740億円
[内閣府沖縄担当部局(沖縄振興局等)]	3,067億円
合計	20,857億円

※金額は平成15年度決算額(資料)ヒアリング及びホームページによる

参 考

(1) 産業政策、社会資本整備の実施に伴う経済効果

九州自治州が実現して、私たちが提案している 10 のアクションプランのうち主要なプロジェクトが効率的、効果的に実施された場合の経済効果を試算した。

九州自治州における産業政策の実施に伴う経済効果の例

	現 況	目 標	直接効果	経済波及効果
①観 光	4,532 万人/年 (2002 年)	6,000 万人/年	3,670 億円	8,700 億円 (雇用創出効果 7.0 万人)
②企業(工場)立地	133 件/年 (2002~2004 平均)	265 件/年	15,900 億円	28,400 億円 (雇用創出効果 12.5 万人)
③輸 出	56,750 億円/年 (2004 年)	100,000 億円/年	43,250 億円	77,300 億円 (雇用創出効果 35.3 万人)
④循環型高速道路	—	製造業の輸出・移出が 1.8~1.2 倍に拡大	—	38,600 億円 (雇用創出効果 15.3 万人)

① 観光客数の増加に伴う経済効果

目標設定……九州の宿泊客数の目標を、九州観光推進機構の目標値 5,000 万人に対し、九州自治州のもとでの効率性を見込んで 6,000 万人とし、その増加がもたらす経済効果を試算した。目標設定にあたっては九州でも観光客の伸び率の高い沖縄の 1998 年~2003 年の 5 年間の伸び率 23%を上回る 30%(5 年間)の伸び率を見込んだ。なお、産業連関表等の関係で経済効果は九州 7 県分である。

目標年度……九州自治州が現時点で実現したものとして、その 5 年後を想定。

② 企業(工場)立地件数の増加に伴う経済効果

目標設定……企業、工場の新増設件数の目標を、2002 年~2004 年の年平均 133 件からその 2 倍の 265 件とし、出荷額の増加による経済効果を試算した。目標設定にあたっては、九州への企業立地が盛んだった 1975 年~2001 年(1990 年には最高の 601 件)までの年平均立地件数の 277 件を目安にした。なお、産業連関表等の関係で経済効果は九州 7 県分である。

目標年度……九州自治州が現時点で実現したものとして、その 5 年後を想定。

③ 輸出額増加に伴う経済効果

目標設定……九州の輸出額の目標を、九州経済圏の 2004 年の輸出額 56,750 億円が 10 兆円に増加するものとし、その増加額の経済効果を試算した。

目標設定にあたっては、アジア向け輸出が好調な 1999 年~2004 年の九州経済圏の輸出額の伸び率 60%(5 年間)を参考に、5 年後の輸出額を 10 兆円と設定した。なお、門司税関のデータを使用した関係で経済効果は山口・沖縄を含む 9 県分である。

目標年度……九州自治州が現時点で実現したものとして、その 5 年後を想定。

④ 循環型高速道路の完成に伴う経済効果(九州経済産業局の試算)

目標設定……東九州自動車道など循環型高速交通体系が完成した場合と現在を比較し、製造業の輸出が 1.8 倍に、移出が 1.2 倍に拡大すると想定。

目標年度……なし

(2) 九州・沖縄8県合併による行政経費削減額を公共投資と減税に振り向けた場合の経済効果

～GDP 押し上げ効果は 6,200 億円(+1.3%)～

九州・沖縄8県の合併による行政経費の削減効果

九州自治州では九州・沖縄8県合併によって、行政職員や議員などの人件費をはじめとする消費的経費の削減効果が生じる。その額を 9,330 億円と試算した。

内訳は公務員約 62,000 人の削減に伴う人件費が 6,100 億円、業務委託費や旅費、備品等の経費削減額が 3,230 億円である。但し、公務員 62,000 人の削減は、解雇ではなく新規採用を抑制する自然減で行うこととし、自治州実現後概ね 10 年で合併効果が現れることを前提とした。

九州・沖縄8県の行政経費削減の推計結果

	行政経費(消費的経費)総額
現 状	29,873 億円
合 併 後	20,543 億円
合併効果	9,330 億円

九州・沖縄8県合併による行政経費削減額は、実際には長期債務の返済等にあてることになるだろうが、九州の活性化のためには行政経費削減額の一部を新たな公共投資や地方税の減税にまわし、民間設備投資と消費支出の拡大によって景気浮揚を図る政策も必要である。それにより税収が増加すれば財政赤字の返済原資を確保できる。

そこで、仮に九州・沖縄8県の合併による行政経費削減額 9,330 億円を下図のように用いた場合の経済効果を試算した。なお、市町村合併による経費削減効果も 1 兆 2,119 億円にのぼるがこれは自治州が実現しなくても現に進められているので自治州効果からは除外した。試算の結果、九州の実質 GDP は 2001 年度の 47 兆 7,924 億円から 10 年後には 48 兆 4,100 億円になり、6,200 億円(+1.3%)増加する。

[試算の前提条件]



県(州)税の減税に振り向け(内訳)

法人の減税額 1,077 億円(46%)		個人の減税額 1,256 億円(54%)	
設備投資 221 億円(20%)	消費支出 856 億円(80%)	消費支出 804 億円(64%)	貯蓄その他 452 億円(36%)

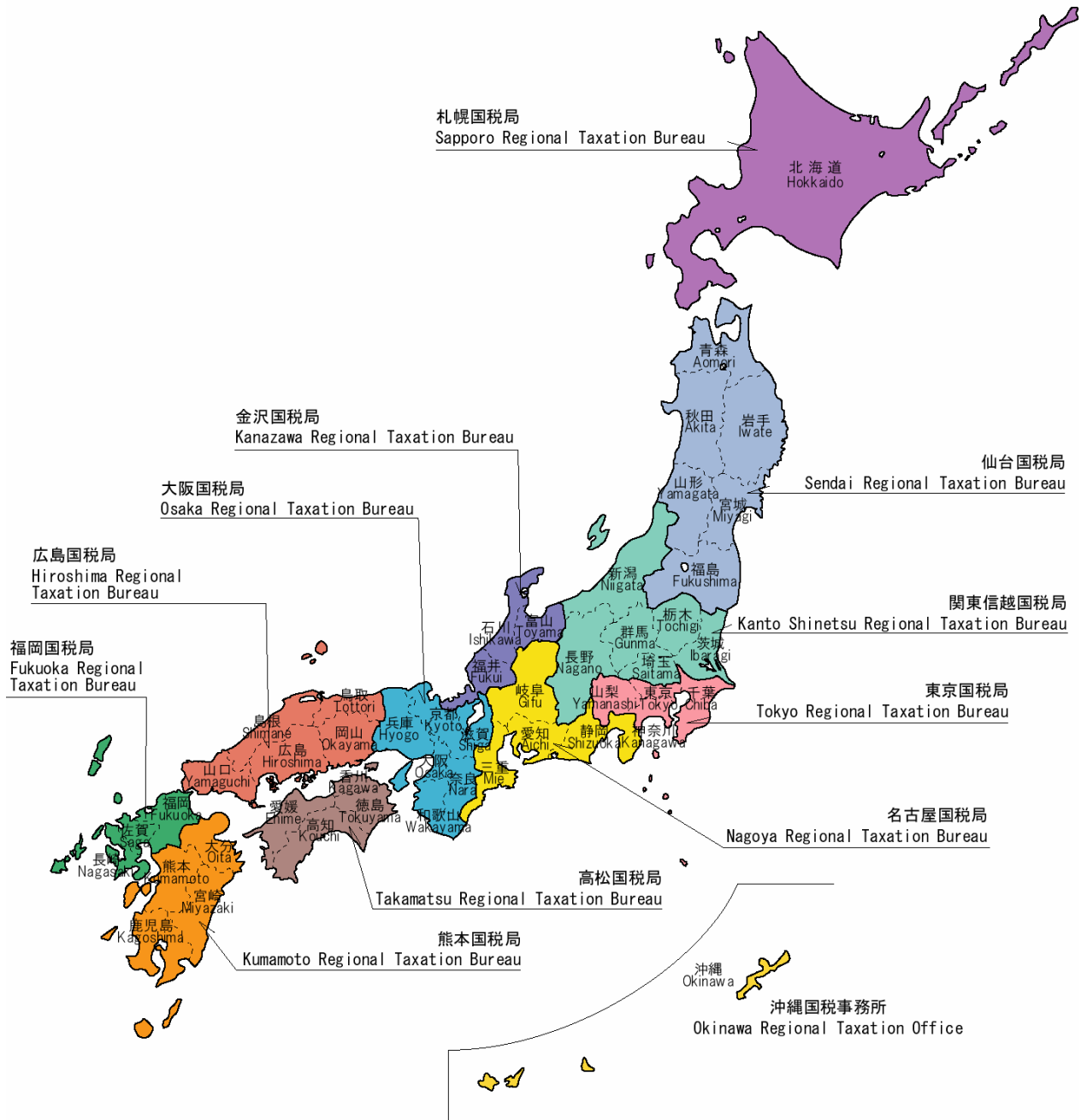
※地方税減税の対象は県民税、事業税、地方消費税などとした。

※2,332.5 億円を法人と個人の県税の減税に振り分ける比率は、総務省「平成 14 年度都道府県決算状況調」により、法人と個人の県税負担額の実績値 46 : 54 とした。

※法人が減税による余剰金を設備投資に投下する比率は、「県民経済計算 2001 年度」により九州・沖縄の産業分野の県内総生産に占める企業設備の比率(20%)を用いた。

※個人が減税による余剰金を消費にあてる比率は、九州7県の 2003 年の消費性向から判断し 64%とした。「家計調査年報」

国税局の管轄区域



九州はひとつ委員会の活動記録

- 第1回委員会 **2004.3.25**
講演会 テーマ「連邦制のすすめ」
講 師 社団法人行革国民会議事務局長 並河信乃氏
- 第2回 " **2004.7.16**
勉強会 テーマ「三位一体改革の現状と課題」
講 師 九州大学大学院法学研究院教授 藪野祐三氏
- 第3回 " **2004.7.27**
勉強会 テーマ「地方行政の問題点と地方分権改革」
講 師 関西学院大学経済学部教授 林 宜嗣氏
テーマ「日欧比較による九州への道州制導入のシナリオ」
講 師 財団法人九州経済調査協会調査研究部長 高木直人氏
- 第4回 " **2004.8.18**
勉強会 テーマ「九州の一体的発展のグランドデザイン」
講 師 九州電力(株)社長 松尾新吾氏
テーマ「自治州構想 私たちの九州モデルの素描」について討議
- 第5回 " **2004.10.26**
勉強会 テーマ「自治州構想 私たちの九州モデルの素描」について討議
- 第6回 " **2004.12.3**
勉強会 テーマ「自治州構想 私たちの九州モデルの素描」について討議
- 第7回 " **2005.1.18**
勉強会 テーマ「スペインの地方自治と財政」
講 師 在日スペイン大使館特別顧問 戸門一衛氏
テーマ「フランス・ナント市の文化による地域振興」
講 師 (株)村岡総本舗社長 村岡安廣氏
テーマ「ドイツの概要」
講 師 日本政策投資銀行九州支店調査役 武田 浩氏
- 欧州視察 **2005.1.29～2.8**
視察テーマ「欧州の地方自治の実態と地域活性化政策の調査研究」
スペイン ・ビルバオ SPRI(バスク州政府産業振興・事業開発機関)
・ビルバオ・メトロポリ 30(シンクタンク)
・カタルーニャ CIDEM(カタルーニャ州政府産業振興機関)
フランス ・ナント・メトロポリ(都市共同体)
・ペイ・ド・ラ・ロワール州政府
ド イ ツ ・フランクフルト商工会議所
・ヘッセン州投資銀行
- 第8回 " **2005.2.23**
勉強会 テーマ「九州自治州構想提言案」について討議
- 第9回 " **2005.4.4**
勉強会 テーマ「九州自治州構想提言案」について討議
- 第10回 " **2005.5.10**
勉強会 テーマ「九州自治州構想提言案」について討議
意見交換 グランドデザイン委員会との意見交換
- 第11回 " **2005.6.15**
最終審議 テーマ「九州自治州構想提言案」
意見交換 今後の活動方針

九州はひとつ委員会 名簿

(平成17年5月現在、順不同、敬称略)

	所 属	氏 名	会 社 名	役 職
委員長	福 岡	芦塚 日出美	九州電力(株)	副社長
副委員長	福 岡	今村 昭夫	(財)九州経済調査協会	理事長
副委員長	熊 本	大久保 太郎	フンドーダイ(株)	社長
委 員	佐 賀	村岡 安廣	(株)村岡総本舗	社長
委 員	佐 賀	橋本 康志	(株)中央軒	代表取締役
委 員	長 崎	野口 司郎 (平成16年6月末 交替)	(株)長崎国際テレビ	常勤監査役
		横田 貞三	(株)十八銀行	常勤監査役
委 員	長 崎	安達 健三郎	アダチ産業(株)	社長
委 員	長 崎	辻 宏成	西九州倉庫(株)	常務
委 員	熊 本	高島 宏一	西日本電信電話(株)	熊本支店長
委 員	大 分	福島 知克	大分瓦斯(株)	社長
委 員	大 分	川崎 裕一	(株)佐伯建設	社長
委 員	宮 崎	川越 宏樹	(学)宮崎総合学院	理事長
委 員	宮 崎	坂下 孝二	(株)坂下組	専務
委 員	鹿 児 島	川畑 孝則	南生建設(株)	副社長
委 員	鹿 児 島	諏訪 秀治	鹿児島トヨタ自動車(株)	社長
委 員	沖 縄	仲田 和弘 (平成17年5月交替)	沖縄電力(株)	副社長
		當眞 嗣吉	沖縄電力(株)	社長
委 員	沖 縄	仲本 豊	(株)仲本工業	社長

事務局	福 岡	森本 廣	九州経済同友会	事務局長
事務局	福 岡	田嶋 典明	九州経済同友会	事務局次長
事務局	福 岡	大籠 正良	九州経済同友会	調査役